

平成23年度「新しい公共」の担い手による地域づくり活動環境整備 に関する実証調査事業（第2回）審査項目について

「新しい公共」の担い手による地域づくり活動環境整備に関する実証調査事業の選定については、次のとおり行うものとする。

一 審査事項

1. 外形審査項目

「新しい公共」の担い手による地域づくり活動環境整備に関する実証調査事業（以下、「実証調査事業」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 募集要領に定められた書類が不足なくかつ適切に揃っていること
- (2) 募集要領に定められた応募主体であること
- (3) 事業費に国費の対象として不適当なものが含まれていないこと
- (4) 提案内容に国や地方公共団体等から財政的支援を受けて行っている取組が含まれていないこと（含まれている場合には、当該部分が提案内容との区分が可能なものであること）

2. 内容審査項目

(1) 執行体制について

実証調査事業は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- ・実証調査事業の進行管理、活動資金の運用管理その他の事務を執行するための体制が確実であること

(2) 提案内容について

地域課題把握の的確性

対象とする分野、地域などの課題について、十分な分析、検討の上で適格に把握しており、課題の解決に向けた目標が適切に設定され、目標達成に向けた効果的な活動が計画されていること

先進性、チャレンジ性、モデル性

- () 独自の創意工夫がこらされた仕組みの提案であること

または、

- () 多くの地域が抱える課題に対して波及効果の高い仕組みの提案であること

重点事項への適合性

重点分野1または重点分野2の趣旨に合致していること

実効性

当該活動の中で、提案を適切に実証するための調査・活動が計画され、活動の実現可能性が高く、その結果見込まれる効果についても明確であること

活動の持続可能性

人的、物的、資金的な面から、当実証調査事業の終了後も、震災の復興・再生に向けての活動が持続可能となるような創意工夫がなされていること